

「サイバー保険」の概要

サイバー保険（費用・利益保険 事業費用・利益保険特約条項）

本紙は、SOMPOリスクマネジメント株式会社（以下、SOMPOリスクマネジメント：保険契約者）が損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパン）と契約するサイバー保険（費用・利益保険 事業費用・利益保険特約条項）の内容を『サプライチェーンリスク評価サービス（Panorays）サプライヤー・サポートパック』の契約者（以下、加入企業）に説明するものです。

1. 『サプライチェーンリスク評価サービス（Panorays）サプライヤー・サポートパック』について

『サプライチェーンリスク評価サービス（Panorays）サプライヤー・サポートパック』には、サイバー攻撃の発生などに起因して生じる事故調査等の諸費用を補償する「サイバー保険」が自動付帯されています。

2. 「サイバー保険」の補償について

「サイバー保険」は、SOMPOリスクマネジメントが保険契約者となり、『サプライチェーンリスク評価サービス（Panorays）サプライヤー・サポートパック』の加入企業および加入企業がPanoraysに登録したサプライヤー（以下、登録企業）を被保険者として、損保ジャパンとの間で保険契約を締結することで付帯されます。

- ① 「サイバー保険」による補償期間は『サプライチェーンリスク評価サービス（Panorays）サプライヤー・サポートパック』の「利用期間」と同一となります。
- ② 「サイバー保険」による補償内容は、保険金の支払状況等により、変更となることがあります。この場合、SOMPOリスクマネジメントは、原則として2か月以上前にその旨を加入企業に通知するものとします。なお、SOMPOリスクマネジメントは、「サイバー保険」の補償内容の変更に起因して加入企業並びに登録企業に生じた損害に対し、何らの責任も負わないものとします

3. 「サイバー保険」の概要

「サイバー保険」では、被保険者である加入企業または登録企業が業務を遂行するにあたり、次の①または②に掲げる事由に起因して負担した下表の費用損害が補償されます。なお、加入企業ごとに1事故について300万円、補償期間中に累計して1,000万円が上限になります。

- ① 電子データの漏えいまたはそのおそれ
- ② ①の事由以外の、次のアからウまでに掲げる事由
 - ア. デジタルコンテンツ不当事由（名誉き損やプライバシー侵害、著作権侵害などによる損害）
 - イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃
 - ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由

対象となる費用損害の概要		
事由①に係る対応に必要な費用	①認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
	②個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用 （注）見舞品 有体物にかぎります。
	③法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用 （注）見舞品 有体物にかぎります。
	④不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
	⑤事故対応関連費用	次のアからソに掲げる費用 ア. 文書（注1）作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用（注2） オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用（注3） ク. 被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ. 臨時雇入費用

		<p>コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用</p> <p>サ. コールセンターの設置、運営等の費用</p> <p>シ. 弁護士等への相談費用</p> <p>ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用</p> <p>セ. 被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求（注4）をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用</p> <p>ソ. 事故に関して、被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用</p> <p>（注1）文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりません。</p> <p>（注2）事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。</p> <p>（注3）キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 個人情報や漏えいされた、またはそのおそれのある本人に対して、法令等に基づき、事故状況、発生原因等を通知するために要する費用を含みます。</p> <p>（注4）損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。</p>
	⑥再発防止費用	<p>発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用（注）をいい、被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎりません。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。</p> <p>（注）一時的な費用 セキュリティ対策を実施するための初期投資費用、導入費用等の費用をいい、支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらずセキュリティ対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用を除きます。</p>
	⑦データ復旧費用	<p>被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイの費用（注）</p> <p>ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用</p> <p>イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用</p> <p>（注）費用 脅迫金を含みません。</p>
	⑧被保険者システム修復費用	<p>事故により被保険者システムの損傷（注1）が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用（注2）</p> <p>ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（注3）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（注4）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（注5）および撤去費用</p> <p>ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア（注6）の修復、再製作または再取得費用</p> <p>（注1）損傷 機能停止等による使用不能を含みます。</p> <p>（注2）費用 脅迫金を含みません。</p> <p>（注3）サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。</p> <p>（注4）賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。</p> <p>（注5）設置費用 付随する土地の賃借費用を含みます。</p> <p>（注6）ソフトウェア 被保険者システムの定義④に組み込まれているソフトウェアを除きます。</p>
事由②に係る対応に必要な費用	①事故対応関連費用	事由①に係る対応に必要な費用 ⑤に同じ
	②再発防止費用	事由①に係る対応に必要な費用 ⑥に同じ

	③データ復旧費用	事由①に係る対応に必要な費用 ⑦に同じ
	④被保険者システム修復費用	事由①に係る対応に必要な費用 ⑧に同じ
	⑤法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品（注）の購入費用および発送費用（注）見舞品有体物にかぎります。
事由②イのおそれを認識した場合に必要な費用	①調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用をいいます。
	②遮断対応費	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用をいいます。
	③事故対応関連費用	事由①に係る対応に必要な費用 ⑤エ、シおよびスに掲げる費用（注）（注）（１）①エ、シおよびスに掲げる費用 実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。
規制手続または法令等に係る対応に必要な費用	①調査・報告対応費用	次のアからキまでに掲げる費用をいいます。 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカまでに付随する費用
	②訴追対応費用	公的機関からの規制手続に関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した費用をいいます。
	③再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用をいいます。

4. 「サイバー保険」の補償対象外となる主な場合

- ① 被保険者の業務遂行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金または争訟費用
- ② 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報の漏えいまたはそのおそれとされたことによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、被保険者に対して、それらが提供されなかったことに起因して発生した損害
- ⑥ 保険契約者または被保険者の故意に起因して発生した損害。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑦ 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因して発生した損害。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑧ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因して発生した損害。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑨ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因して発生した損害
- ⑩ この保険の補償期間の開始日より前に、損害が発生するおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる事故または行為に起因する一連の事故による損害
- ⑪ この保険の補償期間の開始日より前に発見された損害の原因となる行為に起因する一連の事故による損害
- ⑫ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因して発生した損害
- ⑬ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因して発生した損害
- ⑭ 通常の業務の範囲でない行為に起因して発生した損害
- ⑮ 被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃またはＩＴユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑯ 知的財産権の侵害に起因して発生した損害。ただし、著作権および商標権の侵害に起因して発生した損害を除きます。
- ⑰ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者の支払不能または破産に起因して発生した損害
- ⑱ 株主代表訴訟に起因して発生した損害
- ⑲ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因して発生した損害

5. 注意事項

保険請求にあたり、次の事項にご注意ください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払われる場合があります。

- ① 以下の事項を遅滞なくSOMPOインシデントサポートデスクへ通知してください。
 - ア. 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - イ. 費用損害の内容
 - ウ. 『サプライチェーンリスク評価サービス (Panorays) サプライヤー・サポートパック』の加入企業であること
- ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- ③ 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- ④ 費用の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないでください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- ⑤ 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- ⑥ 損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- ⑦ 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
ア	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
イ	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
ウ	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
エ	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等

6. その他

- ① 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、公的機関による捜査や調査結果の照会が必要な場合など、30日超の日数を要することがあります。
- ② 指定紛争解決機関
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

7. お問い合わせ先

<input type="checkbox"/> 「サイバー保険」の補償内容等に関するお問い合わせ	損保ジャパン・パートナーズ株式会社（損害保険代理店） 〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング17階 ・メール： 10_pamorays-sjp@sjpt.co.jp 受付：24時間、返信：営業時間内
<input type="checkbox"/> 事故が発生した際のお問い合わせ	SOMPOリスクマネジメント株式会社 「サプライヤー・サポートパック 事故報告書兼対応支援申込書」を作成の上、以下の受付窓口までメール送信ください。 ・メール：サプライヤー・サポートパック インシデントサポートデスク 10_pamorays_Incident@sompo-rc.co.jp 受付：24時間、返信：営業時間内
<input type="checkbox"/> 「サプライチェーンリスク評価サービス (Panorays) サプライヤー・サポートパック」に関するお問い合わせ	SOMPOリスクマネジメント株式会社 ・メール：サプライヤー・サポートパック サポート窓口 10_pamorays_support@sompo-rc.co.jp 受付：24時間、返信：営業時間内

以上